

地球温暖化対策推進法に規定する促進区域の設定に関する大阪府基準の検討のための 専門家等への科学的知見の聴取に係る事務取扱要領

1 目的

地球温暖化対策推進法第 21 条第 6 項に規定する促進区域の設定に関する都道府県基準の検討に当たっては、環境省が定める地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）において、検討の参考となる情報の収集のため、専門家等から科学的知見を聴取することとされている。本要領では、当該聴取に係る事務を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 専門家等に聴取する内容

1 に定める目的を達成するため、次の内容に関して聴取を行う。

- (1) 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から促進区域に含めることが適切でないと思われる区域
- (2) 環境配慮事項（地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項）
- (3) その他必要と認める事項

3 専門家等の選任等

(1) 専門家等の選任

2 に定める聴取内容に関する専門的知見を有し、府若しくは国又は他の地方公共団体における審議会等委員に就任したことがある者のうち、特に検討を要する分野毎に 1 名ずつ選任することとする。

(2) 特に検討を要する分野

騒音による影響、土地の安定性への影響、動物の重要な種及び注目すべき生育地への影響、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響及び主要な人と自然との触れ合い活動の場への影響

(3) 専門家等の情報の公開

専門家等の氏名、選任理由等については、大阪府ホームページ上で公開する。

4 専門家等への聴取の方法及び聴取結果の公開方法等

(1) 聴取の方法

聴取に当たっては、事務局担当者が専門家等を訪問し、ヒアリングを行うものとする。

(2) 聴取結果の公開方法

聴取の結果については、大阪府ホームページ上で公開する。

(3) 謝礼金等

聴取を行った専門家等に対しては、謝礼金等を支払うことができる。

5 専門家等への謝礼金等の支払方法

(1) 歳出科目

専門家等への謝礼金等の歳出科目は報償費とする。

(2) 支払方法

謝礼金等については、選任した専門家等の債権者登録を行い、所得税控除後の額を口座振替により支払う。

(3) 支払単価

謝礼金等の支払単価は、大阪府の研修講師謝礼基準に準じるものとする。

(4) 支払基準

謝礼金等については、次の方法により聴取を行ったことを確認できた場合に限り、支払いができるものとする。

ア 会議又は書面開催の議事録の確認

イ 聴取結果の反映に関する専門家等との電子メール等でのやり取りの確認

6 事務局

本要領に定める事務を取り扱う事務局を、脱炭素・エネルギー政策課に置く。